

令和3年3月22日

※ 記入の必要はありません。

第三十四号の様式

大阪市長殿

※ 処理事項

整理番号

事務所

処理区分

区分

事業者コード

申告区分

予備

発通信

月日

住所又は所在地

大阪市北区中之島〇-〇-〇

電話番号(06-6208-〇〇〇〇)

氏名又は名称

たばこ商事 株式会社

個人番号又は法人番号

↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 1 1

○色のついている欄に必要事項を入力してください。
○本数を記載する場合に1本未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てて記載してください。
○税額に1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てて記載してください。

【個人番号又は法人番号】
個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を記載してください。

【申告の種類】
申告書・修正申告書のいずれかを選択してください。

【課税標準数量】
前月における売渡し等に係る製造たばこの課税標準となる本数の合計額を記載してください。
(課税免除を受けようとする製造たばこの本数を含みます。)

【課税免除】
地方税法第469条の規定により課税免除を受けようとする製造たばこについて記載し、課税免除事由に該当することを証する書類を添付して提出してください。ただし、令和2年度税制改正により、令和2年4月申告分(3月売渡分)から、同条第1項第1号・2号の課税免除事由に該当することを証する書類の添付は不要です。

【返還控除】
販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者から返還を受けた場合に記載し、「返還に係る製造たばこの明細書」を添付して提出してください。

【既に納付又は還付の確定した税額又は金額】(修正申告の場合)
修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付の確定した税額又は還付の確定した金額を記載してください。
(還付の確定した金額がある場合には、その金額の直前の単位(けた)に△印を記入してください。)

令和3年2月分 市町村たばこ税の申告書

※

課税標準数量①	1,000
税額(①×1000)②	6,122
課税免除を受けようとする本数	500
課税免除を受けようとする税額③	3,061
返還控除を受けようとする本数	100
返還控除を受けようとする金額④	612
差引(②-③-④)⑤	2,449
既に納付又は還付の確定した税額又は金額⑥	0
この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額(⑤-⑥)	2,449
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店
口座番号(普通・当座)	